

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（通知）」の改正概要

1. 処遇改善等加算Ⅱの他の施設への配分に関する期限の延長

処遇改善等加算Ⅱについて、加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。

2. 平均経験年数の算定対象となる常勤職員の定義の見直し

「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（令和5年4月21日付こ成保21）」が通知されたことに伴い、処遇改善等加算Ⅰの加算率の算定に係る平均経験年数の算定対象となる常勤職員についても、所要の見直しを行う。

3. 処遇改善等加算Ⅲの加算額の算定方法の見直し

処遇改善等加算Ⅲの加算額は、公定価格の配置基準や各種加算を基に算定される基礎職員数に職員一人当たり9千円＋社会保険料の事業主負担分を乗じて算出している。

加算Ⅲの加算額の算定となる基礎職員数について、令和4年度は、令和4年9月までの保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業と同様に各種加算等の平均取得率により一律に算定していたが、令和5年度以降は、これまでの処遇改善の仕組みと同様に、各施設等における加算等の取得状況に応じて職員数を算定する仕組みとする。

（注1） 当該算定方法の見直しに伴い、令和4年度と比べて加算額が減少する施設については、令和5年度の加算額に応じて賃金改善が行えるよう加算額の使途の留意点（賃金改善以外の項目の水準を引き下げないこと）の対象から除くこととする。

（注2） 処遇改善等加算Ⅲの賃金改善の確認方法（加算額と賃金改善額の比較。見込額・実績額）について、これまでの処遇改善加算の仕組みと同様に、加算当年度に新たに講ずべき処遇改善^{※1}の有無^{※2}により、賃金改善の確認を行う。また、加算額の算定方法の見直しに伴い、

- ・令和5年度は、処遇改善等加算Ⅲの適用を受けるすべての施設を新規事由が有る場合と取り扱うとともに、
- ・処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの起点賃金水準（令和4年度の場合等）において、保育士等処遇改善臨時特例事業や令和4年度の処遇改善等加算Ⅲ等による賃金改善額を除くこととする。

※1 新たに当該加算が適用される場合や当年度の加算単価が公定価格の改定により増加する場合

※2 有りの場合は、当該施設・事業所において加算当年度に新たに講ずべき処遇改善に係る部分に特化して賃金改善の確認を行う。無しの場合は、当該施設・事業所における現年度の賃金総額と、前年度の賃金水準を比較して賃金改善の確認を行う。